

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においては、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の感染者が合計350万人以上とされるほど蔓延しており、こうした事態を招いたことに対する国の法的責任は既に明確になっています。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労できない場合も多く、生活に困難を来しています。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も、身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援としての実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

さらに、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされましたが、国は、新たな具体的措置を何ら講じていません。肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、国会及び政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. ウイルス性肝炎、特に重篤な肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 肝機能障害に係る身体障害者福祉法上の障害認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること。
3. 肝炎ウイルス検査の未受検者や、同検査陽性者のうち未治療者の実態を調査し、早期発見、早期治療につなげるための施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月26日

枚方市議会議長 鷺見信文

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣